

国民に寄り添うサービス **国会参観**

国会訪問者センターは、国会議事堂と憲政記念館の施設や展示物などを気軽に観覧できるよう、国会参観をサポートしています。国会議事堂の参観では本会議場や中央ホールのショールームなどを、憲政記念館の参観では広報映像館、議会民主主義館、国会歴史館、国会珍記録館、こども体験館などを見学することができます。

インターネットでの参観申込みは、訪問者センターのホームページで受け付けております。(http://memorial.assembly.go.kr)専門のガイドが参観者の目線に合わせた説明を行います。

- **国会議事堂・憲政記念館参観のお問い合わせ** 82-2-788-3656、3664(国会訪問者センター)
- **国会図書館参観のお問い合わせ** 82-2-788-4243(国会図書館 企画担当官室)

正確で公正な国会ニュース国会オンラインメディア「**国会ニュースON**」

国会ニュースONは大韓民国国会の様々なニュースを報道するインタラクティブ・オンラインメディアです。国民誰もが国会ニュースONで議員の議会政治活動や常任委員会・本会議、政策・立法ニュース、刊行物の発刊など多様な情報を得ることができます。また、インタラクティブ・オンラインメディア特性を活かして、国民の意見を投稿やコメントですぐに共有でき、主要なコンテンツは、国会のフェイスブック、ツイッターといった公式SNSとリアルタイムで連携されます。PC、モバイル機器などでwww.naon.go.krに直接接続するか、国会の公式ホームページのリンク、ネイバーなど主要ポータルサイトでの検索により「国会ニュースON」をご覧いただけます。

- ☎ **国会代表電話** 82-2-788-2114
- 🌐 **ホームページ** www.assembly.go.kr
- 📺 **国会ニュースON** www.naon.go.kr
- 📘 **Facebook** www.facebook.com/NationalAssemblyROK
- 🐦 **Twitter** twitter.com/news_NA

発行日 2018年12月 発行所 国会事務処 広報企画官 広報担当官室(82-2-788-3111)

国会の役割を専門的且つ効率的に支える立法支援組織があります。

 **国会事務処 | 1948年設立**



国会議員の議会政治活動を支援し、国会の事務を処理することを目的とした機関です。会議運営や法律案審査、予算審議、決算審査、国政監査・国政調査の補佐から、法律案の作成や各種審査案件に対する専門的な検討・報告、議会外交活動の支援、請願や国会放送(NATV)、国会の広報に至るまで、立法及び議会政治活動を幅広く支援しています。

 **国会図書館 | 1952年設立**



議員の政治活動に必要な懸案や立法情報を総合的に収集・管理し、提供しています。平日夜間や日曜日にも開館して一般国民にも情報を提供しており、国会電子図書館では2億4千万頁にのぼる膨大な資料を公開しています。

 **国会予算政策処 | 2003年設立**



国家財政を分析することにより、憲法が付与した国会の財政権と立法権が行使されるよう支援する財政専門機関です。予算・決算の分析、歳入・歳出法案の費用推計、経済・財政見通し、国策事業の評価に関する様々な財政報告書を発刊し、国会の財政分野における活動を支援しています。

 **国会立法調査処 | 2007年設立**



立法機能や政策立案能力を強化するために設立された専門的な立法・政策調査分析機関です。立法や政策に関する資料を収集・管理・配付するとともに、各分野に関する国内外の立法動向や事例などを調査・分析して議員や委員会に提供します。また、議員の研究団体や事務室と共同でセミナーを開催したりすることにより、議員の立法作業や政策立案を支援しています。

 **議員補佐職員**



常任委員会や国政監査、国政調査、聴聞会、予算審議、決算審査、本会議における対政府質問や緊急懸案質問の起案、選挙区のマニフェストの作成やマスコミへの広報、各分野の専門家らとの政策協議、選挙区での活動などといった様々な場面で、議員の政治活動を補佐しています。

大韓民国国会



国会の構成



国民を代表する国会議員

国会は、選挙区253人、比例代表47人の計300人の国会議員で構成され、国会議員の任期は4年です。国民によって選出された国会議員は、国民の意見を踏まえて必要な法律を制定・改正し、国民の税金によって成り立つ国家財政が公正且つ透明に運営されるようにするとともに、政府が国民のための正しい政策を遂行できるよう国政監査及び国政調査によって牽制する役割を担っています。

国会議長・副議長・委員長

国会は、国会議長1人と副議長2人を本会議において無記名投票により選出し、任期は各々2年です。議長は、国会を代表し、本会議を主宰するほか、国会の組織や運営に関する事務全般を監督します。中立的な国会運営のため、議長は、その任に就くと同時に党籍を離脱しなければなりません。副議長は、議長に事故があるときにその職務を代行します。



本会議・委員会・交渉団体

国会議員で構成される主要な組織として、本会議、委員会、交渉団体があります。

本会議は、国会議員全員で構成され、国会に発議・提出されるすべての案件を最終的に審議・確定します。

委員会は、本会議での審議に先立って議案の予備審査を行う機関で、17の常任委員会と1つの常設特別委員会(予算決算)があります。このほか、特定事項を審査するために期限を決めて特別委員会を設置・運営することができます。議長を除くすべての国会議員は、専門性や関心分野によりいずれかの委員会の委員となります。

交渉団体は、円滑な国会運営のための議員団体です。20人以上の所属議員を有する政党は一つの交渉団体となり、他の交渉団体に属していない20人以上の議員は独立的に交渉団体を構成することができます。

国会の召集と会期

国会の会期は、大きく定期会(通常国会)と臨時会に分けられています。定期会は、毎年9月1日に召集され、会期は100日以内と定められています。臨時会は、大統領若しくは在籍議員の4分の1以上の要求があるときに召集され、会期は30日以内と定められています。

国会の活動

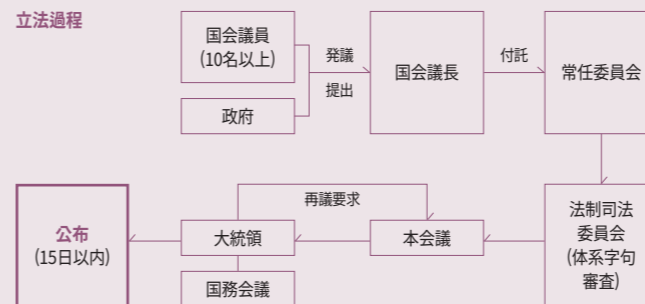


立法活動

国民が幸せになる法律を作ります

国会は、法律案や各種の議案を審議します。法律案の発議権・提出権は国会議員と政府が持っており、議員が法律案を発議するときは10人以上の議員の賛成が必要です。

立法過程



行政府に対する牽制

国民の代表として行政府を牽制し、監視します

国会は、国民の代表として政府を監視し、牽制する役割を担っています。

- 国政監査** 毎年定期会の召集日前に30日以内の期間を決めて、所管の常任委員会ごとに国政全般について行われます。
- 国政調査** 国政上の特定事項について在籍議員の4分の1以上の要求があるときに、常任委員会又は特別委員会において行われます。
- 人事聴聞会** 行政府や司法府などの重要な公職候補者は、任命される前に、国会法及び関連の法律により、国会の人事聴聞会で審査されます。憲法に基づき、その任命に国会の同意を要する大法院長(最高裁判所長官)、憲法裁判所長、国務総理、監査院長、最高裁判所判事、国会が選出した憲法裁判官3人及び中央選挙管理委員会委員3人については人事聴聞特別委員会、また、法律に基づき国会の人事聴聞会を行う必要がある国務委員、国家情報院長、検察総長、警察庁長などについては所管の常任委員会で人事聴聞会が開かれます。



財政活動

国家財政の公正性と透明性確保のためにベストを尽くします

予算は、政府が編成し、国会の審議、議決を経て決定され、関係省庁により執行されます。また、国会は、決算審査により政府の予算執行をチェックし、是正を要求します。予算案は政府が編成し、会計年度開始の120日前までに国会に提出しなければなりません。そして、国会は、所管の常任委員会の予備審査及び予算決算特別委員会の総合審査を経て、会計年度開始の30日前までに本会議で審議、議決します。国会は、予算案の審議や決算審査などを行うことで、国の予算が効率的且つ合理的に配分され、公正且つ透明に使用されるようにしています。



議会外交

誇り高い大韓民国を広く世界に発信します

議会外交は、外国議会との協力増進や交流拡大、国内外の懸案に対する国際的な支持の確保などを目的に議会レベルで行われるものです。政府の公式外交では対応が困難な国際的懸案がある場合など、議会レベルで解決に向けた外交を積極的且つ柔軟に進められる点が議会外交のメリットです。特に、グローバル化が進む今日、外交の多様化・多元化の傾向は、さらに強くなりつつあります。このような状況の下、国民の意思を直接代弁する議会レベルの外交の重要性と意義は非常に大きいものといえます。現在の第20代国会は、北東アジアの平和と安全のための議会外交を強化する一方、懸案の解決を中心とした外交活動を展開することで、国益の創出に貢献できるよう努力しています。